

2014年3月12日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

— 工商行政関連 —

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第312号）

国家工商行政管理総局、 新たな資本金登記規定を公布 一部業種で払込資本金登記を継続

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家工商行政管理総局は、2014年2月20日付で『会社登録資本金登記管理規定』（国家工商行政管理総局令第64号、以下『管理規定』という）を改定公布し、会社設立時の資本金登記方法を明確化しました。『管理規定』の公布に伴って『持分出資登記管理弁法』と『会社債権持分転換登記管理弁法』を廃止し、両弁法の一部条項を『管理規定』に盛り込んでいます。

□ 一部業種で払込資本金の登記を継続

改正『会社法』は、会社登記時に出資金払込検査報告の提出を求める条文を削除。実際に払い込んだ資本金額を登記する払込資本金登記制度から、会社定款等で定めた資本金額のみを登記する引受資本金登記制度への変更を図りました。『管理規定』はこの点について、有限責任会社と発起人方式で設立される株式会社は株主・発起人の引受資本金額を登記するものの、募集方式で設立される株式有限会社については払込資本金額を登記すると明確化しています（第2条）。

ただし、引受資本金額を登記する有限責任会社、株式会社であっても、金融業を中心とする一部業種の企業は、引き続き払込資本金額を登記しなければなりません。 国務院が

【図表1】設立登記時の資本金登録

	登記する資本金額
有限責任会社	引受資本金額 (出資金払込検査報告が不要)
株式有限会社 (発起人方式による設立)	
株式有限会社 (募集方式による設立)	払込資本金額 (出資金払込検査報告が必要)

（『管理規定』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

払込資本金額の登記を継続する業種

商業銀行、外資銀行、金融資産管理会社、信託会社、ファイナンスカンパニー、金融リース会社、自動車金融会社、消費者金融会社、マネーブローカー会社、村鎮銀行、貸付会社、農村信用合作社、農村資金互助社、証券会社、先物会社、基金管理会社、保険会社、保険専業代理機構・保険ブローカー、外資保険会社、直販会社、対外労務合作企業、融資性担保会社、労務派遣企業、質屋業、保険資産管理会社、小額貸付会社

（『改革方案』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

2014年2月7日付で公布した『登録資本金登記制度改革方案の印刷・配布に関する通達』（国発[2014]7号、以下『改革方案』という）は、払込資本金の登記を継続する業種を明らかにしています（第2条第1項）。該当する企業は、これまでどおり出資金の払込後に出資金払込検査報告を工商行政管理局に提出して、設立登記を行う必要があります。

なお、これらの業種以外で現行の法律・法規が最低資本金額を規定している業種については、当該法律・法規の改定までその最低資本金規定が適用されます。

□ 出資関連規定の簡素化も図る

『管理規定』は、公布に伴って廃止された『会社債権持分転換登記管理弁法』と『持分出資登記管理弁法』の一部条項を引き継いでいます。ただ、『会社法』で現金出資比率（30%以上）の制限が廃止されたのに伴い、『管理規定』は持分出資や債権の持分化（デッド・エクイティ・スワップ）による出資の登録資本金全体に占める比率に特段の制限を設けていません。

債権者が債務者に対して保有する債権を持分に転換する債権持分化については、債権の持分化が可能な状況や2名以上の債権者がいる場合の事前の債権分割に関する規定を引き継いでいます（第7条）。一方、持分出資について

では、出資に使用する持分は「権利帰属が明白で、権能が完全で、法に基づき譲渡」できなければならないとする規定を引き継いでいるものの、出資に使用できない持分の条件から「持分会社の登録資本金が全額払い込まれていない場合」等を削除しています（第6条）。

なお、外商投資による持分出資については、商務部が2012年9月21日付で『商務部の外商投資企業に係る持分出資についての暫定規定』（商務部令2012年第8号）を公布（2012年10月22日施行）しており、その規定に従う必要もあります。

*

『管理規定』は、『会社法』の改正施行と同日の2014年3月1日より施行されています。その詳細については、3ページからの日本語仮訳および7ページからの中国語原文をご参照ください。

債権持分化が可能な状況（いずれか1つに合致）

- ✓ 債権者がすでに債権に対応する契約義務を履行しており、かつ法律、行政法規、国务院の決定もしくは会社定款の禁止性規定に違反していない場合
- ✓ 人民法院の発効した判決もしくは仲裁機構の裁決を経て確認された場合
- ✓ 会社の破産再編もしくは和解の期間に、人民法院の批准を経た再編計画もしくは裁定認可を経た和解協議に組み込まれた場合

（『管理規定』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

出資に使用できない持分

- ✓ すでに質権が設定されている場合
- ✓ 持分会社の定款が譲渡してはならないと約定している場合
- ✓ 法律、行政法規もしくは国务院の決定が、持分会社の株主による持分譲渡は報告して批准を経なければならないと規定しているが、批准を経ていない場合
- ✓ 法律、行政法規もしくは国务院の決定が譲渡してはならないと規定しているその他の状況

（『管理規定』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

(日本語仮訳)

国家工商行政管理総局
令 64 号
会社登録資本金登記管理規定

『会社登録資本金登記管理規定』は、中華人民共和国国家工商行政管理総局局務会の審議で可決した。
ここに公布し、2014 年 3 月 1 日より施行する。

局長 張茅
2014 年 2 月 20 日

会社登録資本金登記管理規定

(2014 年 2 月 20 日国家工商行政管理総局令第 64 号公布)

第1条 会社の登録資本金の登記管理を規範化するため、『中華人民共和国会社法』（以下『会社法』という）、『中華人民共和国会社登記管理条例』（以下『会社登記管理条例』という）等の関連規定に基づき、本規定を制定する。

第2条 有限責任会社の登録資本金は、会社登記機関で法に基づき登記する全体の株主が引き受ける出資額とする。

株式有限会社が發起設立方式を採用して設立する場合、登録資本金は会社登記機関で法に基づき登記する全体の発起人が引き受ける株式資本総額とする。

株式有限会社が募集設立方式を採用して設立する場合、登録資本金は会社登記機関で法に基づき登記する払込株式資本総額とする。

法律、行政法規および国务院の決定が会社の登録資本金で払込を実行すると規定している場合、登録資本金は株主もしくは発起人が払い込む出資額もしくは払込株式資本総額とする。

第3条 会社登記機関は、法律、行政法規および国家の関連規定に基づき会社の登録資本金を登記し、規定に合致している場合、登記を行う。規定に合致していない場合、登記を行わない。

第4条 会社の登録資本金額、株主もしくは発起人の出資時期および出資方式は、法律、行政法規の関連規定に合致していなければならない。

第5条 株主もしくは発起人は、通貨を用いて出資することができ、実物、知的財産権、土地使用権等の通貨を用いて価格を評価でき、かつ法に基づき譲渡できる非通貨財産の評価価格を用いて出資することもできる。

株主もしくは発起人は、役務、信用、自然人の氏名、のれん、フランチャイズ権もしくは担保を設定した財産等の評価価格で出資してはならない。

第6条 株主もしくは発起人は、その所有する中国国内で設立された会社（以下「持分所有会社」という）の持分で出資することができる。

持分で出資する場合、当該持分は権利帰属が明白で、権能が完全で、法に基づき譲渡することができなければならない。

以下の状況を有する持分は、出資に用いてはならない。

- (1) すでに質権が設定されている場合、
- (2) 持分所有会社の定款が譲渡してはならないと約定している場合、
- (3) 法律、行政法規もしくは国务院の決定が、持分所有会社の株主による持分譲渡は報告して批准を経なければならないと規定しているが、批准を経ていない場合、
- (4) 法律、行政法規もしくは国务院の決定が譲渡してはならないと規定しているその他の状況。

第7条 債権者は、それが法に基づき享受する、中国国内で設立された会社に対する債権を、会社の持分に転換することができる。

会社持分に転換する債権は、以下のいずれかの状況に合致していなければならない。

- (1) 債権者がすでに債権に対応する契約義務を履行しており、かつ法律、行政法規、国务院の決定もしくは会社定款の禁止性規定に違反していない場合、
- (2) 人民法院の発効した判決もしくは仲裁機構の裁決を経て確認された場合、
- (3) 会社の破産再編もしくは和解の期間に、人民法院の批准を経た再編計画もしくは裁定認可を経た和解協議に組み込まれた場合。

会社持分への転換に用いる債権が2名以上の債権者を有する場合、債権者は債権に対してすでに分割を行っていないなければならない。

債権を会社持分に転換する場合、会社は登録資本金を増加しなければならない。

第8条 株主もしくは発起人は、自己の名義で出資しなければならない。

第9条 会社の登録資本金は、会社定款に規定し、登記機関は会社定款の規定に基づき登記を行う。

募集方式で設立する株式有限会社の登録資本金は、出資金払込検査機構による出資金払込検査を経なければならない。

会社の登録資本金に変化が発生した場合、会社定款を改定して会社登記機関に法に基づき申請して変更登記を行わなければならない。

第10条 会社が登録資本金を増加する場合、有限責任会社の株主が引き受ける新規増加資本の出資および株式有限会社の株主が引き受ける新株は、それぞれ『会社法』の有限責任会社および株式有限会社の設立における出資金払込および株式資本払込の関連規定に基づき執行しなければならない。株式有限会社が新株公開発行方式で、もしくは上場会社が新株非公開発行方式で登録資本金を増加する場合、国務院証券監督管理機構の認可文書も提出しなければならない。

第11条 会社が登録資本金を減少する場合、『会社法』が規定する手順に合致していなければならない。

法律、行政法規および国務院の決定が会社の登録資本金に最低限度額があると規定している場合、減少後の登録資本金は最低限度額を下回ってはならない。

第12条 有限責任会社が『会社法』第74条の規定に基づきその株主の持分を買収する場合、法に基づき登録資本金減少の変更登記を申請しなければならない。

第13条 有限責任会社を変更して株式有限会社となるとき、換算した払込株式資本総額は会社の純資産額を上回ってはならない。有限責任会社を変更して株式有限会社となり、資本を増加するために株式を公開発行するとき、法に基づき手続を行わなければならない。

第14条 株主の出資額もしくは発起人の引受株式、出資時期および方式は、会社定款に規定する。変化が発生したとき、会社定款を改定して会社登記機関に法に基づき申請して会社定款もしくは会社定款改定案の届出を行わなければならない。

第15条 法律、行政法規および国務院の決定が会社登録資本金の払込を規定している会社が登録資本金を虚偽報告し、会社登記を取得した場合、会社登記機関は『会社登記管理条例』の関連規定に基づき処理を行う。

- 第16条** 法律、行政法規および国务院の決定が会社登録資本金の払込を規定している場合、その株主もしくは発起人が出資を虚偽報告し、出資とする通貨もしくは非通貨財産を引き渡さない場合、会社登記機関は『会社登記管理条例』の関連規定に基づき処理を行う。
- 第17条** 法律、行政法規および国务院の決定が会社登録資本金の払込を規定している場合、その株主もしくは発起人が会社設立後にその出資を持ち逃げした場合、会社登記機関は『会社登記管理条例』の関連規定に基づき処理を行う。
- 第18条** 会社登録資本金に変動が発生し、会社が規定に基づき変更登記を行わない場合、会社登記機関は『会社登記管理条例』の関連規定に基づき処理を行う。
- 第19条** 出資金払込検査機構、資産評価機構が虚偽の証明文書を発行した場合、会社登記機関は『会社登記管理条例』の関連規定に基づき処理を行わなければならない。
- 第20条** 会社が規定に基づき会社定款の届出を行わない場合、会社登記機関は『会社登記管理条例』の関連規定に基づき処理を行う。
- 第21条** 会社変更登記の撤回が会社登録資本金の変動に係わる場合、会社登記機関は会社の当該回の登記前の登記状態に回復させ、合わせて公示を行う。
- 変動に係わる内容が登記事項に属さない場合、会社は企業信用情報開示システムを通じて開示しなければならない。
- 第22条** 外商投資の会社登録資本金の登記管理は、本規定を適用する。法律に別途、規定がある場合を除く。
- 第23条** 本規定は、2014年3月1日より施行する。2005年12月27日国家工商行政管理総局公布の『会社登録資本金登記管理規定』、2009年1月14日国家工商行政管理総局公布の『持分出資登記管理弁法』、2011年11月23日国家工商行政管理総局公布の『会社債権持分転換登記管理弁法』は同時に廃止する。

【日本語仮訳：みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹、神保智】

(中国語原文)

国家工商行政管理总局 令 第 64 号

《公司注册资本登记管理规定》已经中华人民共和国国家工商行政管理总局局务会审议通过，现予公布，自 2014 年 3 月 1 日起施行。

局长 张茅
2014 年 2 月 20 日

公司注册资本登记管理规定

(2014 年 2 月 20 日国家工商行政管理总局令 第 64 号公布)

第一条 为规范公司注册资本登记管理，根据《中华人民共和国公司法》（以下简称《公司法》）、《中华人民共和国公司登记管理条例》（以下简称《公司登记管理条例》）等有关规定，制定本规定。

第二条 有限责任公司的注册资本为在公司登记机关依法登记的全体股东认缴的出资额。

股份有限公司采取发起设立方式设立的，注册资本为在公司登记机关依法登记的全体发起人认购的股本总额。

股份有限公司采取募集设立方式设立的，注册资本为在公司登记机关依法登记的实收股本总额。

法律、行政法规以及国务院决定规定公司注册资本实行实缴的，注册资本为股东或者发起人实缴的出资额或者实收股本总额。

第三条 公司登记机关依据法律、行政法规和国家有关规定登记公司的注册资本，对符合规定的，予以登记；对不符合规定的，不予登记。

第四条 公司注册资本数额、股东或者发起人的出资时间及出资方式应当符合法律、行政法规的有关规定。

第五条 股东或者发起人可以用货币出资，也可以用实物、知识产权、土地使用权等可以用货币估价并可以依法转让的非货币财产作价出资。

股东或者发起人不得以劳务、信用、自然人姓名、商誉、特许经营权或者设定担保的财产等作价出资。

第六条 股东或者发起人可以以其持有的在中国境内设立的公司（以下称股权所在公司）股权出资。

以股权出资的，该股权应当权属清楚、权能完整、依法可以转让。

具有下列情形的股权不得用作出资：

- （一）已被设立质权；
- （二）股权所在公司章程约定不得转让；
- （三）法律、行政法规或者国务院决定规定，股权所在公司股东转让股权应当报经批准而未经批准；
- （四）法律、行政法规或者国务院决定规定不得转让的其他情形。

第七条 债权人可以将其依法享有的对在中国境内设立的公司的债权，转为公司股权。

转为公司股权的债权应当符合下列情形之一：

- （一）债权人已经履行债权所对应的合同义务，且不违反法律、行政法规、国务院决定或者公司章程的禁止性规定；
- （二）经人民法院生效裁判或者仲裁机构裁决确认；
- （三）公司破产重整或者和解期间，列入经人民法院批准的重整计划或者裁定认可的和解协议。

用以转为公司股权的债权有两个以上债权人的，债权人对债权应当已经作出分割。

债权转为公司股权的，公司应当增加注册资本。

第八条 股东或者发起人应当以自己的名义出资。

第九条 公司的注册资本由公司章程规定，登记机关按照公司章程规定予以登记。

以募集方式设立的股份有限公司的注册资本应当经验资机构验资。

公司注册资本发生变化，应当修改公司章程并向公司登记机关依法申请办理变更登记。

- 第十条** 公司增加注册资本的，有限责任公司股东认缴新增资本的出资和股份有限公司的股东认购新股，应当分别依照《公司法》设立有限责任公司和股份有限公司缴纳出资和缴纳股款的有关规定执行。股份有限公司以公开发行新股方式或者上市公司以非公开发行新股方式增加注册资本的，还应当提交国务院证券监督管理机构的核准文件。
- 第十一条** 公司减少注册资本，应当符合《公司法》规定的程序。
- 法律、行政法规以及国务院决定规定公司注册资本有最低限额的，减少后的注册资本应当不少于最低限额。
- 第十二条** 有限责任公司依据《公司法》第七十四条的规定收购其股东的股权的，应当依法申请减少注册资本的变更登记。
- 第十三条** 有限责任公司变更为股份有限公司时，折合的实收股本总额不得高于公司净资产额。有限责任公司变更为股份有限公司，为增加资本公开发行股份时，应当依法办理。
- 第十四条** 股东出资额或者发起人认购股份、出资时间及方式由公司章程规定。发生变化的，应当修改公司章程并向公司登记机关依法申请办理公司章程或者公司章程修正案备案。
- 第十五条** 法律、行政法规以及国务院决定规定公司注册资本实缴的公司虚报注册资本，取得公司登记的，由公司登记机关依照《公司登记管理条例》的相关规定予以处理。
- 第十六条** 法律、行政法规以及国务院决定规定公司注册资本实缴的，其股东或者发起人虚假出资，未交付作为出资的货币或者非货币财产的，由公司登记机关依照《公司登记管理条例》的相关规定予以处理。
- 第十七条** 法律、行政法规以及国务院决定规定公司注册资本实缴的，其股东或者发起人在公司成立后抽逃其出资的，由公司登记机关依照《公司登记管理条例》的相关规定予以处理。
- 第十八条** 公司注册资本发生变动，公司未按规定办理变更登记的，由公司登记机关依照《公司登记管理条例》的相关规定予以处理。
- 第十九条** 验资机构、资产评估机构出具虚假证明文件的，公司登记机关应当依照《公司登记管理条例》的相关规定予以处理。

第二十条 公司未按规定办理公司章程备案的，由公司登记机关依照《公司登记管理条例》的相关规定予以处理。

第二十一条 撤销公司变更登记涉及公司注册资本变动的，由公司登记机关恢复公司该次登记前的登记状态，并予以公示。

对涉及变动内容不属于登记事项的，公司应当通过企业信用信息公示系统公示。

第二十二条 外商投资的公司注册资本的登记管理适用本规定，法律另有规定的除外。

第二十三条 本规定自 2014 年 3 月 1 日起施行。2005 年 12 月 27 日国家工商行政管理总局公布的《公司注册资本登记管理规定》、2009 年 1 月 14 日国家工商行政管理总局公布的《股权出资登记管理办法》、2011 年 11 月 23 日国家工商行政管理总局公布的《公司债权转股权登记管理办法》同时废止。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。